

イリノイ・インディアナ・ミシガン・オハイオ  
各州における会社運営上の各種税制について

2015年3月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

シカゴ事務所

進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課

#### 本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）シカゴ事務所がリテイン契約に基づき現地会計事務所 Grant Thornton に作成委託し、2015年3月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Grant Thornton は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Grant Thornton が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）  
進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課

※2015年4月1日の組織変更により、部課名  
およびメールアドレスが変更となりました。  
ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課  
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・シカゴ事務所  
E-mail：CGO@jetro.go.jp

**JETRO**

## 目次

イリノイ州 .....	1
法人所得税.....	1
売上・使用税.....	3
資産税 – 不動産 .....	3
資産税 – 事業用有形資産 .....	4
税控除と奨励プログラム .....	4
その他の税金 .....	4
※用語の説明 .....	5
インディアナ州 .....	6
法人所得税.....	6
売上・使用税.....	7
資産税 – 不動産 .....	8
資産税 – 事業用有形資産 .....	8
税控除と投資奨励プログラム .....	8
その他の税金 .....	9
※用語の説明 .....	10
ミシガン州 .....	11
法人所得税.....	11
売上・使用税.....	13
資産税 – 不動産 .....	14
資産税 – 事業用有形資産 .....	14
税額控除と投資奨励プログラム .....	14
その他の税金 .....	14

用語の説明.....	15
オハイオ州.....	16
商業活動税（commercial activity tax/CAT）.....	16
売上・使用税.....	17
資産税－不動産税.....	19
資産税－事業用有形資産税.....	19
税額控除と投資奨励プログラム.....	19
その他の税金.....	20
※用語の説明.....	20

イリノイ・インディアナ・ミシガン・オハイオ各州における  
会社運営上の各種税制について

イリノイ州	
法人所得税	
ネクサス (※) 最終頁「用語の解説」欄参照	<ul style="list-style-type: none"> <li>州内で下記のいずれかに該当する事業活動を行う場合は、イリノイ州でネクサスが発生するため、所得税申告書を提出する必要がある。 <ol style="list-style-type: none"> <li>資産（例：不動産）を所有する、倉庫に棚卸資産や商品を所有する、委託業者にて棚卸資産を保有する、もしくは、事業所などが所在する場合。</li> <li>従業員が単なる営業活動の枠を超えた活動を行っている場合。州にネクサスが発生しない従業員の活動については連邦法「Federal Public Law 86-272」に記載されている。注：「Federal Public Law 86-272」は有形資産を販売している企業にのみ適用される。</li> <li>イリノイ州で事業を行っているパススルー事業体（※最終頁「用語の解説」欄参照）を所有している場合。</li> </ol> </li> <li>資産、雇用、販売に関する明確なネクサスの判断基準はない。</li> </ul>
事業体の種類、 税務申告様式、 申告書の提出期 日	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>コーポレーション</b>: 申告様式「Form IL-1120」を課税対象年度が暦年の場合は3月15日、それ以外の場合は、年度末から3カ月目の15日までに提出。</li> <li><b>S-コーポレーション</b>（※最終頁「用語の解説」欄参照）: 申告様式「Form IL-1120-ST」を課税対象年度が暦年の場合は3月15日、それ以外の場合は、年度末から3カ月目の15日までに提出。</li> <li><b>パートナーシップ</b>: 申告様式「Form IL-1065」を課税対象年度が暦年の場合は4月15日、それ以外の場合は、年度末から4カ月目の15日までに提出。</li> </ul>
合算/連結申告	<ul style="list-style-type: none"> <li>ユニタリービジネス（※最終頁「用語の解説」欄参照）に携わっている関係会社グループのメンバー会社は、水際方式（※最終頁「用語の解説」欄参照）で合算申告をする必要がある。</li> <li>ユニタリービジネスグループは、事業全体の80%以上を米国外で行っている会社をメンバーに含めることができない。</li> <li>ユニタリービジネスグループは、他のグループ企業と異なる配賦計算方式を使用する会社をメンバーに含めることができない。</li> <li>外国企業がユニタリービジネスグループのメンバーとなる場合には、全世界課税所得ではなく、米国内の事業活動に実質的に関連する連邦課税所得のみが合算の対象となる。</li> <li>ユニタリービジネスグループの一員と考えられるS-コーポレーションも合算申告の対象となる。</li> </ul>
外国法人の申告 義務	<ul style="list-style-type: none"> <li>該当なし。</li> </ul>
税率	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>コーポレーション</b>: 2014年は9.5%、2015年から2024年までは7.75%。</li> <li><b>S-コーポレーションとパートナーシップ</b>: 2014年の有形資産リプレースメント税（※最終頁「用語の解説」欄参照）は1.5%。非居住者の構成員や出資者に対しては所得税の最高税率にて、追加で源泉徴収する必要がある。</li> </ul>
予定納税	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>コーポレーションの予定納税様式</b>: 「Form IL-1120-ES」</li> <li>イリノイ州で年間400ドルを超える所得税が発生する見込みがある納税者は、四半期ごとの均等払いで予定納税を支払う必要がある。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 予定納税は、当年の申告書の税額の90%、もしくは、前年度申告書の税額の100%のどちらか少ない金額を納付する必要がある。</li> <li>• 課税対象年度が暦年の場合は、予定納税の納付期限は、4月15日、6月15日、9月15日、12月15日となる。</li> <li>• <b>S-コーポレーションとパートナーシップ:</b> 予定納税は不要。</li> </ul>
州間配賦率の要素 (※) 最終頁「用語の解説」の「州間配賦率・配賦方式」欄参照	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ほとんどの納税者には、単一要素(※最終頁「用語の解説」の「州間配賦率・配賦方式」欄参照)が適用される。</li> <li>• イリノイ州では、金融機関や運輸サービス企業などの特定業種に対して、特別な配賦方式が適用される。</li> <li>• 配賦方式の規定が、納税者のイリノイ州での事業活動を適正に反映していない場合や、納税者の物品・サービスの販売やその他の事業収入の源泉に関する市場を適正に反映していない場合には、納税者は代替的な配賦方法を申請することができる。代替的な配賦方法についての立証責任は納税者が持つ。</li> </ul>
売り上げの源泉地	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 有形資産がイリノイ州内に納品・出荷される場合は、出荷地やその他の販売条件にかかわらず、イリノイ州が売り上げの源泉地となる。</li> <li>• イリノイ州内の個人顧客にサービスを提供した場合は、イリノイ州が売り上げの源泉地となる。個人以外の顧客にサービスを提供した場合には、下記の法則に従ってイリノイ州が源泉地とされる。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1. サービスが州内の一定の場所(事業所など)にて提供されている。</li> <li>2. 1の条件を認定し難い場合、または一定の場所がイリノイ州外の場合は、当該サービスを日常的に発注する顧客の事業所がイリノイ州内にある場合。</li> <li>3. 2の条件を認定し難い場合は、当該サービスに対する請求先である顧客の事業所がイリノイ州にある場合。</li> </ol> </li> <li>• ユニタリービジネスグループについては、イリノイ州にネクサスを持つグループ・メンバーの州内の売り上げのみを、グループの売り上げとする。</li> </ul>
スローバック/スローアウト規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>• イリノイ州の売上配賦率を計算するときには、スローバックとスローアウト規定が適用される。</li> <li>• 物品がイリノイ州から州外の顧客に出荷され、かつ、納税者がその購入者の拠点のある州や国外地域にて納税義務がない場合、または、購入者が米国官庁である場合には、売上配賦率を計算する際に分子に当該物品の売上額を「スローバック(イリノイ州に戻す)」する必要がある。</li> <li>• イリノイ州のスローバック規定は物品を直送する場合にも適用される。(例: 納税者の営業担当者はイリノイ州から営業活動を行っており、その営業担当者が販売する商品が、納税者が納税義務のない州から納税義務のない州へ発送される場合、その売上額はイリノイ州に配賦される。)</li> <li>• イリノイ州から国外の購入者に出荷される場合で、納税者がその国で配当やロイヤルティーに対する所得源泉税を支払っている場合には、イリノイ州のスローバック規定は適用されない。</li> <li>• ユニタリービジネスグループの場合は、それぞれのメンバーごとにスローバック規定が適用される。(「ジョイス」規定、とも呼ばれる。)</li> <li>• サービス売り上げの場合に、納税者がサービスを行った州で納税義務がない場合は、売上配賦率を計算する際の分母から「スローアウト(総売上から除外)」しなければならない。</li> </ul>
州税の計算における一般的な調整項目 (通常は連邦課税所得から計算を開始する)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 加算項目: <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 連邦欠損金控除額</li> <li>2. 連邦所得税計算上で免除された州・地方債の利息所得</li> <li>3. イリノイ州所得税、および、リプレースメント税</li> <li>4. 連邦所得税計算で損金算入された関係会社間の利息支払いで、イリノイ州の合算ユニタリーグループに含まれていない会社に属するも</li> </ol> </li> </ul>

(※) 最終頁 「用語の解説」 欄参照	<p>の</p> <p>5. 連邦所得税計算上の特別減価償却費（内国歳入法第 168(k)条）の調整額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>減算項目： <ol style="list-style-type: none"> <li>内国歳入法第 78 条の海外みなし配当</li> <li>連邦所得税計算で所得とした関係会社間の利息所得で、イリノイ州の合算ユニタリーグループに含まれていない会社に属するもの</li> <li>連邦の税額控除に関連して損金を否認した特定の項目</li> <li>連邦所得税計算上の特別減価償却費（内国歳入法第 168(k)条）の調整額</li> </ol> </li> </ul>
欠損金の使用規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>欠損金の繰り戻しはなし。</li> <li>欠損金の繰越可能期間は 12 年間。</li> <li>イリノイ州の欠損金は、配賦後に計算される。</li> </ul>
<b>売上・使用税</b>	
売上・使用税の登録様式	<ul style="list-style-type: none"> <li>登録様式「Form REG-1」に必要な事項を記入して送付する、もしくは州税務当局ホームページにて登録を行う。 イリノイ州税務当局ホームページ: <a href="https://mytax.illinois.gov/">https://mytax.illinois.gov/</a></li> </ul>
ネクサスが発生する事業活動や要素	<ul style="list-style-type: none"> <li>下記のいずれかに該当する事業活動をイリノイ州で行う場合は、ネクサスが発生するため、売上税申告書を提出する必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> <li>州内に資産を所有している。物理的な拠点（例：事務所）、倉庫、有形資産を州内に保持している。</li> <li>従業員、在宅従業員、出張ベースで州内にて営業活動を行っている従業員、またはその他代理人が州内で活動を行っている。</li> <li>インターネット「クリックスルー」ネクサスと事業関連ネクサス <ul style="list-style-type: none"> <li>クリックスルー・ネクサスとは、イリノイ州に所在する業者や人と契約し、その事業者（小売業者）を紹介することによって紹介料を支払っている場合。</li> <li>事業関連ネクサスとは、イリノイ州内に所在していて、同様または類似した商号やトレードマークを使用して、同様または類似した商品を販売している業者と契約し、イリノイ州内での動産売上が上がった際に歩合手数料を支払っている場合。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
申告書様式	<ul style="list-style-type: none"> <li>「Form ST-1」</li> </ul>
申告の頻度	<ul style="list-style-type: none"> <li>年間の納税金額により申告頻度は異なる：月平均の税額が、50 ドル未満 - 年 1 回、50 ドル～200 ドル - 四半期ごと、200 ドル超 - 月次ごと。</li> </ul>
申告/支払方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>州税務当局のホームページにおいて、電子申告・納付が可能。（電子申告でなくても可。） イリノイ州税務当局ホームページ: <a href="https://mytax.illinois.gov/">https://mytax.illinois.gov/</a></li> </ul>
再販売証明書 (※) 最終頁 「用語の解説」 欄参照	<ul style="list-style-type: none"> <li>下記のいずれかの使用が認められる。 <ol style="list-style-type: none"> <li>州当局より発行された証明書様式「Form CRT-61」。</li> <li>複数の州で使用可能な売上・使用税の統一証明書様式。</li> <li>州外の再販売証明書も容認される。</li> </ol> </li> </ul>
税率	<ul style="list-style-type: none"> <li>税率は地域によって異なるが、使用税率は 6.25%～7.25%、売上税率は一般商品に対して 6.25%～10.50%、食品に対して 1.00%～2.25%となる。</li> </ul>
<b>資産税 - 不動産</b>	
評価日	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 月 1 日</li> </ul>
評価率	<ul style="list-style-type: none"> <li>クック郡内では評価率が異なる。</li> <li>その他の郡では、市価の 33.33%の評価率を使用。</li> </ul>
再評価の頻度	<ul style="list-style-type: none"> <li>不動産の再評価は 4 年ごとに行われる。クック郡については、基本的には 3 年ごとの周期であるが、約 3 分の 1 の地域については毎年再評価される。</li> </ul>

不服申し立て期限	<ul style="list-style-type: none"> <li>人口 15 万人以下の郡: 8 月 10 日、または通知書の日付から 30 日以内。</li> <li>人口 15 万人以上 3 百万人以下の郡: 9 月 10 日、または通知書の日付から 30 日以内。</li> <li>クック郡: 不服申し立ての期間や場所については不服審査会が公示する。通常は 8 月～11 月の間。</li> </ul>
税金の支払日	<ul style="list-style-type: none"> <li>評価年の翌年の 6 月 1 日と 9 月 1 日。</li> </ul>
<b>資産税 – 事業用有形資産</b>	
課税対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>イリノイ州では事業用有形資産は課税対象ではない。</li> </ul>
<b>税控除と奨励プログラム</b>	
税控除と奨励プログラムの種類	<ul style="list-style-type: none"> <li>州の経済拡大に寄与する企業へのプログラム「<b>Economic Development for a Growing Economy (EDGE)</b>」: 500 万ドル以上の設備投資と 25 人以上の新規雇用、もしくは 100 万ドル以上の設備投資と 5 人以上の新規雇用を行う企業が対象となる。新規雇用者の個人所得税源泉徴収分の一部と同等の金額が税控除額となる。</li> <li>州経済効果に影響を与える企業へのプログラム「<b>High Impact Business (HIB)</b>」: 州政府は大きな経済効果が見込まれるプロジェクトに対して税控除や免税措置を提供する権限を持つ。対象となる企業は、1,200 万ドルの設備投資と 500 人の新規雇用、または 3,000 万ドルの設備投資と 1,500 人の雇用維持を行う必要があり、また、企業誘致地域 (Enterprise Zone) の外でその開発プロジェクトを行うことが要件となる。</li> <li>雇用促進と研修へのプログラム「<b>Employer Training Investment Program (ETIP)</b>」: 新規雇用 1 人に対して最大 500 ドルの補助金を提供する。この補助金は、新規または事業拡張する企業の従業員の研修費用の最大 50% までの費用を払い戻す方法で提供される。</li> </ul>
<b>その他の税金</b>	
ライセンス料	<ul style="list-style-type: none"> <li>州外の事業者は、イリノイ州で事業を行う前に州務長官 (Illinois Secretary of State) に事業登録を行う。</li> <li>年次報告書を年に一回提出。</li> <li>コーポレーション: 初期登録料 150 ドル、年次報告料 75 ドル</li> <li>LLC: 初期登録料 500 ドル、年次報告料 250 ドル</li> <li>LLP: 初期登録料 500 ドル、年次報告料 300 ドル</li> <li>リミテッド・パートナーシップ: 初期登録料 150 ドル、年次報告料 100 ドル</li> </ul>
フランチャイズ税	<ul style="list-style-type: none"> <li>イリノイ州は、州内で事業を行っている会社の資本金に基づいて、フランチャイズ税を課している。LLC はフランチャイズ税の対象とならない。</li> <li>年次報告書は、会社設立月の 1 日から 60 日以内に提出しなければならない。</li> <li>州で事業を開始した年には、その年の初めにフランチャイズ税が課される。翌年からは毎年納付を行い、また、資本金が増えた際にもフランチャイズ税を納付する。</li> <li>初期の税率は 0.15% (最低金額は 25 ドル、最高金額は 200 万ドルに加えて年次最高基準額の 0.01%)。2 年目からは、年次フランチャイズ税率は 0.1% (最低金額は 25 ドル、最高金額は 2,00 万ドル) となる。</li> </ul>
ローカル (地方自治体) での課税制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>該当なし。</li> </ul>
個人所得税率	<ul style="list-style-type: none"> <li>2014 年は 5%。2015 年から 2024 年までは 3.75% となる。</li> </ul>



本レポートの州税の情報は一般的な参考資料として掲載されており、掲載内容は州当局により随時変更されることがあります。実際に税務申告などを行う場合には、必ず専門家に相談の上、最新情報を確認してから行ってください。

※用語の説明	
ネクサス	<ul style="list-style-type: none"> <li>州税法上、納税者がある州で事業活動を行うことで州税の納税義務が発生することを、「ネクサスが発生する」、または、「納税者がネクサスを持つ」などと表現される。ネクサスを発生させる事業活動や要因は、州によって、また税金の種類によって異なる。</li> </ul>
パススルー/ フロースルー 事業体	<ul style="list-style-type: none"> <li>パートナーシップやS-コーポレーション、特定のLLCの事業体は、事業体自体が課税主体とみなされず、その事業体の所得や損失は各パートナーやメンバーに配分され、各パートナーやメンバーレベルにて課税される。それらの事業体は一般的にパススルー事業体、または、フロースルー事業体と呼ばれる。</li> </ul>
S-コーポレーシ ョン	<ul style="list-style-type: none"> <li>S-コーポレーション（S-corp）の選択は日本企業の米国子会社には該当しないが、ある一定の要件を満たすコーポレーションは、内国歳入法上のS-コーポレーションの選択をすることによって、パススルー課税が適用される。</li> </ul>
ユニタリービジ ネスグループと 水際方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>ユニタリービジネスグループとは、一般的に、二つ以上の関連企業が協調して同様の事業に従事しているグループのことを指す。また、海外にグループ企業がある場合に、国内グループ企業のみを対象とする方式を水際方式と呼ぶ。（それぞれの要件は州により異なる。）</li> </ul>
有形資産リプレ ースメント税	<ul style="list-style-type: none"> <li>有形資産リプレースメント税とは、イリノイ州の所得税申告書にて所得税とは別に表記されている税金だが、所得税と同様の課税所得に税率を乗じて計算する、所得を基に課せられる税金である。過去に地方自治体が課していた有形資産税が撤廃され、その代わりに、州が有形資産リプレースメント税を徴収しそれぞれの地方自治体に支払うしくみとなっている。</li> </ul>
州間配賦率・ 配賦方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般的に、州所得税を計算するための課税所得は、連邦課税所得額に各州の調整項目を加算・減算し、州間配賦率を乗じて算出する。州間配賦率は、州によって、複数または単一の要素によって決定される。一般的な配賦要素は、企業の総売上に対するその州の売り上げ、給与支払総額に対するその州の給与支払額、固定資産総額に対するその州の固定資産額がある。例えばイリノイ州などは売り上げのみの単一要素により配賦率の計算をする（例外あり）。</li> </ul>
州税の計算に おける一般的な 調整項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>米国では、連邦と州の課税所得の計算方法が異なる。一般的に、州課税所得は、連邦課税所得を基に各州の調整項目を加算・減算して求める。調整項目は州によって異なる。例えば、連邦所得税上で損金算入される特別減価償却費を認める州もあれば、認めない州もある。</li> </ul>
再販売証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般的に、購入者が最終消費者でない場合には、物品などを購入する際に再販売証明書を販売者に提出することにより、販売者による売上税の徴収義務が無くなる。</li> </ul>

## インディアナ州

### 法人所得税

<p>ネクサス (※) 最終頁 「用語の解説」 欄参照</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 州内で下記のいずれかに該当する事業活動を行う場合は、インディアナ州でネクサスが発生するため、法人所得税申告書を提出する義務がある。             <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 事業や資産を所持、貸借、または運用している場合。</li> <li>2. 販売、流通、製造の目的で棚卸資産を所持しているか、または物品を委託している場合。</li> <li>3. 従業員が単なる営業活動の枠を超えた活動を行っている場合。州にネクサスが発生しない従業員の活動については連邦法「Federal Public Law 86-272」に記載されている。注：「Federal Public Law 86-272」は有形資産を販売している企業にのみ適用される。</li> <li>4. インディアナ州で事業を行っているパススルー事業体（※最終頁「用語の解説」欄参照）を所有している場合。</li> </ol> </li> <li>● 資産、雇用、販売に関する明確なネクサスの判断基準はない。</li> </ul>
<p>事業体の種類、 税務申告様式、 申告書の提出 期日</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>コーポレーション</b>: 申告様式「Form IT-20」を、課税対象年度が暦年の場合は4月15日、それ以外の年度末の場合は、年度末の4カ月目の15日までに提出。</li> <li>● <b>S-コーポレーション</b>（※最終頁「用語の解説」欄参照）: 申告様式「Form IT-20S」を、課税対象年度が暦年の場合は4月15日、それ以外の年度末の場合は年度末の4カ月目の15日までに提出。</li> <li>● <b>パートナーシップ</b>: 申告様式「Form IT-65」を課税対象年度が暦年の場合は4月15日、それ以外の年度末の場合は年度末日の4カ月目の15日までに提出。</li> </ul>
<p>合算/連結申告</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 合算申告規定は特にない。</li> <li>● 選択することにより、関係会社グループで連結申告書を提出することが可能。</li> <li>● 連結申告に含まれる要件は、インディアナ州で法人設立、または、事業登録がされていて、インディアナ州を源泉とする課税所得または欠損が発生している企業となる。</li> <li>● 連結申告では、全世界所得の報告が基本の要件とされているが、水際方式を選択することも可能である。</li> </ul>
<p>外国法人の申告 義務</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 外国法人がインディアナ州にネクサスを持つ場合には、州に税務申告書を提出しなければならない。</li> </ul>
<p>税率</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>コーポレーション</b>: 現在の税率は7%。2015年7月1日以降は6.5%となり、2021年7月1日以降から徐々に4.9%まで下がる。</li> <li>● <b>S-コーポレーションとパートナーシップ</b>: パススルー事業体は法人税の課税対象とならない。非居住者の構成員や出資者に対しては、所得税の最高税率にて、追加で源泉徴収する必要がある。</li> </ul>
<p>予定納税</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>コーポレーションの予定納税様式</b>: 「Form IT-6」</li> <li>● インディアナ州で年間2,500ドルを超える所得税が発生する見込みがある納税者は、四半期ごとの均等払いで予定納税を支払う必要がある。</li> <li>● 当年の申告書の税額の20%、もしくは、前年度税務申告書の税額の25%のどちらか少ない金額を納付する。</li> <li>● 納付期限は、課税対象年度が暦年の場合は、4月20日、6月20日、</li> </ul>

	<p>9月20日、12月20日となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>S-コーポレーションとパートナーシップ:</b> 予定納税は不要。</li> </ul>
<p>州間配賦率の要素</p> <p>(※) 最終頁「用語の解説」の「州間配賦率・配賦方法」欄参照</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ほとんどの納税者には、単一要素が適用される。</li> <li>● インディアナ州では、保険会社や運輸企業などの特定業種に対して、特別な配賦方式が適用される。</li> <li>● 配賦率の規定が納税者のインディアナ州での事業活動を適正に反映していない場合は、納税者は別の配賦方式を利用するための請願書を提出することができる。</li> </ul>
<p>売り上げの源泉地</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 有形資産がインディアナ州内に納品・出荷される場合は、出荷地やその他の販売条件にかかわらず、インディアナ州が売り上げの源泉地となる。</li> <li>● 有形資産以外の販売については、下記の条件のいずれかに当てはまる場合はインディアナ州が売り上げの源泉地となる。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 所得をもたらす活動が州内で行われている。</li> <li>2. 原価割合で見た場合、ほとんどの活動が州内で行われている。</li> </ol> </li> <li>● ユニタリービジネスグループ (※最終頁「用語の解説」欄参照) については、ネクサスの有無にかかわらず、すべてのメンバーのインディアナ州の売り上げが、グループの売り上げに含まれる。</li> </ul>
<p>スローバック/スローアウト規定</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● インディアナ州の売上配賦率を計算するときには、スローバック規定が適用される。</li> <li>● 物品がインディアナ州から州外の顧客に出荷され、かつ、納税者がその購入者の拠点のある州や国外地域にて納税義務がない場合、または、購入者が米国官庁である場合には、売上配賦率を計算する際の分子に当該物品の売上額を「スローバック (インディアナ州に戻す)」する必要がある。</li> <li>● スローバック規定は物品を直送する場合にも適用される。</li> <li>● 合算ビジネス・グループの場合は、グループとしてスローバック規定が適用される (「フェニガン」規定、とも呼ばれる)。</li> </ul>
<p>州税の計算における一般的な調整項目</p> <p>(通常は連邦課税所得から計算を開始する)</p> <p>(※) 最終頁「用語の解説」欄参照</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 加算項目： <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 連邦欠損金控除額</li> <li>2. 所得を基準とした州税と外国所得税額</li> <li>3. 減価償却費の調整額</li> <li>4. 他州の関係会社に支払われた無形資産の使用料 (例:ロイヤルティ)</li> <li>5. 連邦所得税計算上で免除されている州や地方債の利息所得 (インディアナ以外)</li> <li>6. 国内製造所得控除 (内国歳入法第 199 条)</li> </ol> </li> <li>● 減算項目： <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 外国子会社からの配当 (内国歳入法第 951 条)</li> <li>2. 連邦債からの所得</li> <li>3. 減価償却費の調整額</li> </ol> </li> </ul>
<p>欠損金の使用規定</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 欠損金の繰り戻しはなし。</li> <li>● 欠損金の繰越期間は 20 年間。</li> <li>● インディアナ州の欠損金は、配賦後に計算される。</li> </ul>
<p><b>売上・使用税</b></p>	
<p>売上・使用税の登録様式</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 州税務当局のホームページから登録様式「Form BT-1 section A: Sales Tax/ Out-of-State Use Tax」を記入し提出する。</li> <li>● インディアナ州税務当局ホームページ: <a href="https://secure.in.gov/apps/dor/bt1/">https://secure.in.gov/apps/dor/bt1/</a></li> <li>● 小売業者登録証書は 2 年ごとに更新が必要。</li> </ul>
<p>ネクサスが発生する事業活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 下記のいずれかに該当する事業活動をインディアナ州で行う場合は、ネクサスが発生するため、売上税申告書を提出する必要がある。</li> </ul>

や要素	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 小売りを行っている。</li> <li>○ 州内に資産を所有している。物理的な拠点（例：事務所）、倉庫、有形資産を州内に保持している。</li> <li>○ 従業員、在宅従業員、出張ベースで州内にて営業活動を行っている従業員、またはその他代理人が州内で活動を行っている。</li> <li>● トレードショーに参加し、製品展示を行う。トレードショーで受けた受注に対しては使用税を徴収しなければならない。</li> </ul>
申告書様式	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 州当局ホームページにて申告バウチャー「Form ST-103 : Sales and Use Tax Voucher」を電子申告する。 インディアナ州税務当局ホームページ: <a href="http://www.intax.in.gov/Web">http://www.intax.in.gov/Web</a></li> </ul>
申告の頻度	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 前年度の税額から、州税務当局が月額税金が 1,000 ドルを越えないと判断した場合には、月末から 30 日以内に申告と納税を行う。</li> <li>● 月額税金が 1,000 ドルを超える場合は、月末から 20 日以内に申告と納税を行う。</li> </ul>
申告/支払方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 州税務当局のホームページからの電子申告 インディアナ州税務当局ホームページ: <a href="http://www.intax.in.gov/Web">http://www.intax.in.gov/Web</a></li> </ul>
再販売証明書 (※) 最終頁 「用語の解説」 欄参照	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 下記の再販売証明書が認められる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 州当局から発行された証明書様式「Form ST-105」</li> <li>○ 複数の州で使用可能な統一証明書様式</li> <li>○ 他州発行の再販売証明書</li> </ul> </li> <li>● 再販売証明書は 3 年ごとに更新する必要がある。</li> </ul>
税率	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 売上税は 7%均一レート</li> </ul>
<b>資産税 – 不動産</b>	
評価日	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 3 月 1 日</li> </ul>
評価率	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 適正課税評価額の 100%で評価される。</li> </ul>
再評価の頻度	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 実際の現地調査も含め、4 年ごとに不動産や修繕・リフォーム価値が再評価される。</li> </ul>
不服申し立て 期限	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 納税者は担当監査官に対して不動産税の再調査を依頼することが可能。依頼書の提出期限は、5 月 10 日か、評価報告書が郡監査官から発行されてから 45 日後のどちらかの遅い期日迄。</li> </ul>
税金の支払日	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 評価年の翌年の 5 月 10 日と 11 月 10 日</li> </ul>
<b>資産税 – 事業用有形資産</b>	
評価日	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 3 月 1 日</li> </ul>
評価比	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 適正課税評価額の 100%で評価される。</li> </ul>
報告周期	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業用有形資産税申告書は毎年 5 月 15 日までに提出することが義務付けられている。30 日の延長申請が可能。</li> </ul>
申告対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 3 月 1 日時点で州内で事業用有形資産を所持、管理している者。</li> </ul>
不服申し立て 期限	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 評価通知書の発行日付から 45 日以内に申し立てを行う必要がある。</li> </ul>
税金の支払日	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 評価年の翌年の 5 月 10 日と 11 月 10 日</li> </ul>
棚卸資産	<ul style="list-style-type: none"> <li>● インディアナ州内に保管している棚卸資産については課税対象外であり、報告義務なし。</li> </ul>
<b>税控除と投資奨励プログラム</b>	
税控除と投資 奨励プログラムの 種類	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 州の経済拡大に寄与する企業へのプログラム「<b>Economic Development for a Growing Economy (EDGE)</b>」： このプログラムの対象企業は、インディアナ州で新規雇用を創出するか、現存の雇用を維持する必要がある。インディアナ州内での雇用者純増加数の個人所得税源泉徴収分の一部と同等の金額が税控除額となる。最大で 10 年間適用される。当控</li> </ul>

	<p>除額が雇用を維持するために使われる場合は、その職種の給与額が平均以上である必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>設備投資への税額控除プログラム「Hoosier Business Investment Tax Credit Program」</b>： 適格設備投資の規模に基づいて、法人所得税に対する税額控除を適用する。最終的な控除額はインディアナ州エコノミック・ディベロップメント・コーポレーションにより決定されるが、最大で設備投資額の10%が控除額となり、9年間繰り越しが可能。</li> <li>● <b>本社機能移転に対する税額控除「Headquarters Relocation Tax Credit」</b>： 本社をインディアナ州に移設し、その結果75人以上の新規雇用を創出する場合は、移設費用の50%の税額控除を受けることが可能。</li> </ul>
<b>その他の税金</b>	
ライセンス料	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 州外の事業者はインディアナで事業を行う前にインディアナ州務長官（Indiana Secretary of State）に事業登録をする必要がある。</li> <li>● 事業者が州内で事業を行うことを承認されてから2年目の年に報告書を提出。以後、隔年に報告書を提出。</li> <li>● 事業認定申込書の提出料は90ドル。年次報告書の提出料は30ドル、またはオンラインで提出する場合は20ドル。</li> </ul>
フランチャイズ税	● 該当なし。
ローカル（地方自治体）での課税制度	● 該当なし。
個人所得税率	● 2014年度は3.4%。2015年と2016年度は3.3%、2017年度以降は3.23%となる。

本レポートの州税の情報は一般的な参考資料として掲載されており、掲載内容は州当局により随時変更されることがあります。実際に税務申告などを行う場合には、必ず専門家に相談の上、最新情報を確認してから行ってください。

※用語の説明	
ネクサス	<ul style="list-style-type: none"> <li>州税法上、納税者がある州で事業活動を行うことで州税の納税義務が発生することを、「ネクサスが発生する」、または、「納税者がネクサスを持つ」などと表現される。ネクサスを発生させる事業活動や要因は、州によって、また税金の種類によって異なる。</li> </ul>
パススルー/フロースルー事業体	<ul style="list-style-type: none"> <li>パートナーシップやS-コーポレーション、特定のLLCの事業体は、事業体自体が課税主体とみなされず、その事業体の所得や損失は各パートナーやメンバーに配分され、各パートナーやメンバーレベルにて課税される。それらの事業体は一般的にパススルー事業体、または、フロースルー事業体と呼ばれる。</li> </ul>
S-コーポレーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>S-コーポレーション（S-corp）の選択は日本企業の米国子会社には該当しないが、ある一定の要件を満たすコーポレーションは、内国歳入法上のS-コーポレーションの選択をすることによって、パススルー課税が適用される。</li> </ul>
ユニタリービジネスグループと水際方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>ユニタリービジネスグループとは、一般的に、二つ以上の関連企業が協調して同様の事業に従事しているグループのことを指す。また、海外にグループ企業がある場合に、国内グループ企業のみを対象とする方式を水際方式と呼ぶ。（それぞれの要件は州により異なる。）</li> </ul>
州間配賦率・配賦方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般的に、州所得税を計算するための課税所得は、連邦課税所得額に各州の調整項目を加算・減算し、州間配賦率を乗じて算出する。州間配賦率は、州によって、複数または単一の要素によって決定される。一般的な配賦要素は、企業の総売上に対するその州の売り上げ、給与支払総額に対するその州の給与支払額、固定資産総額に対するその州の固定資産額がある。例えばイリノイ州などは売り上げのみの単一要素により配賦率の計算をする（例外あり）。</li> </ul>
州税の計算における一般的な調整項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>米国では、連邦と州の課税所得の計算方法が異なる。一般的に、州課税所得は、連邦課税所得を基に各州の調整項目を加算・減算して求める。調整項目は州によって異なる。例えば、連邦所得税上で損金算入される特別減価償却費を認める州もあれば、認めない州もある。</li> </ul>
再販売証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般的に、購入者が最終消費者でない場合には、物品などを購入する際に再販売証明書を販売者に提出することにより、販売者による売上税の徴収義務が無くなる。</li> </ul>

ミシガン州	
法人所得税	
ネクサス (※) 最終頁 「用語の解説」 欄参照	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 下記に該当する納税者は、ミシガン州に実質的なネクサスが存在する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 課税期間となる年度において、1日を超えて物理的な拠点を有する。</li> <li>2. ミシガン州において「積極的に販売活動」を行っており（連邦法「Federal Public Law 86-272」で禁止されていない場合）、35万ドル以上の総収入の源泉地がミシガン州に存在する。</li> <li>3. ミシガン州に実質的なネクサスが存在するフロースルー事業体（※最終頁「用語の解説」欄参照）に対して、直接的または間接的に、持分または受益権を有する。</li> </ol> </li> <li>• 独立した契約先が州内に存在することにより、物理的な拠点があるとされる場合もある。</li> <li>• 一時的にネクサスが存在すると判定される場合には、課税期間となる年度全体に及ぶこととなる。</li> <li>• ユニタリービジネスグループ（※最終頁「用語の解説」欄参照）のうち一つのメンバーでも州内にネクサスが存在する場合には、すべてのグループ・メンバーが課税対象と配賦の計算に含められなければならない。</li> </ul>
事業体の種類、 税務申告様式、 申告書の提出期 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <b>コーポレーション:</b> 申告様式「Form 4891」を、暦年の終了後4月30日まで、または、事業年度の終了日後4カ月目の最終日までに申告する。</li> <li>• <b>S-コーポレーション</b>（※最終頁「用語の解説」欄参照）と、<b>パートナーシップ:</b> 所得税の報告義務はない。ミシガン州で事業活動を行うすべてのフロースルー事業体は、非居住者の構成員や持分所有者のすべてに対し、源泉徴収の義務を有する。申告様式「Form 4918」を課税期間となる年度の終了後2カ月目の最終日までに申告する。</li> </ul>
合算/連結申告	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ユニタリービジネスに携わる関係会社のメンバーであるコーポレーションは、水際方式（※最終頁「用語の解説」欄参照）の合算申告をしなければならない。</li> <li>• ユニタリービジネスグループとは、外国企業以外の、一般事業会社、保険会社または金融機関が対象で、うち1社が議決権付きの所有者持分の50%超を直接的または間接的に所有または支配している関係にあるグループを意味する。</li> </ul>
外国法人の申告 義務	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ミシガン州は下記の場合にのみ、外国居住者に対して州所得税を課していない。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1. NAFTA加盟国の居住者。</li> <li>2. その外国法人の本拠地（例：日本）の地方課税管轄当局が、その地方課税管轄内に拠点を持つミシガン州居住者（法人）に対して、所得税やその他事業関連の税金を課さない場合。</li> </ol> </li> </ul>
税率	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <b>コーポレーション:</b> 税率6%</li> <li>• <b>S-コーポレーションとパートナーシップ:</b> パススルー事業体（※最終頁「用語の解説」欄参照）は法人所得税の対象とならない。非居住者である構成員または持分所有者については、最高税率で追加の源泉徴収が必要となる。</li> </ul>
予定納税	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <b>コーポレーション:</b> 予定納税様式「Form 4913」</li> <li>• 当年の州所得税が800ドルを超えることが見込まれるコーポレーションは、4回分割にて予定納税を納付する必要がある。</li> <li>• 納付が必要となる年間予定納税額は、当年の税額の85%か、前年度の税額</li> </ul>

	<p>の100%の(税額が2万ドル以下で予定納税が4回分割で納付されるとき)いずれか低い方の金額。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 予定納税の納付期日は、課税期間が暦年の納税者の場合は4月15日、6月15日、10月15日および1月15日。</li> <li>• <b>S-コーポレーションとパートナーシップ:</b> 源泉徴収が要求される事業体は、四半期ごとの4月15日、7月15日、10月15日および1月15日に予定納税様式「Form 4917」の提出とともに支払う。</li> </ul>
州間配賦率の要素(※)最終頁「用語の解説」の「州間配賦率・配賦方式」欄参照	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ほとんどの納税者は単一要素(※最終頁「用語の解説」の「州間配賦率・配賦方式」欄参照)に基づいて配賦される。</li> <li>• ミシガン州では、石油・ガスのパイプライン輸送業、保険業、州間のトラック輸送業、金融業、住宅専門金融、輸送サービス業のような特定の業種については、特別な配賦方式が用いられる。</li> <li>• 配賦に関する規定が、ミシガン州における納税者の事業活動の状況を適正に反映しない場合や、納税者の商品、サービスまたはその他の事業収入の源泉に関する市場を適正に反映しない場合には、納税者は代替的な配賦方法を申請することができる。当該代替的な方法は、当局に承認された場合にのみ使用することができる。</li> </ul>
売り上げの源泉地	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 有形資産の販売売上については、資産が州内で購入者に対して配送されるかまたは出荷される場合、ミシガン州に源泉地が存在するものとされる。</li> <li>• 役務提供の売り上げについては、役務の受益者がミシガン州における当該役務の便益のすべてを享受する場合、ミシガン州に源泉地が存在するものとされる。</li> <li>• ユニタリービジネスグループについては、ミシガン州にネクサスが存在するかどうかにかかわらず、売り上げには当該グループに含まれる全員のミシガン州の売り上げが含まれる。</li> </ul>
スローバック/スローアウト規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 該当なし。</li> </ul>
州税の計算における一般的な調整項目(通常は連邦課税所得から計算を開始する)(※)最終頁「用語の解説」欄参照	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 加算項目： <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 連邦税の欠損金控除</li> <li>2. 連邦所得税計算上で免除された州や地方債(ミシガン州以外)からの利息や配当所得</li> <li>3. 連邦所得税計算上で控除された、純利益に基づいて算定された州・地方税、連邦環境税または外国所得税</li> <li>4. ロイヤルティー、利息、その他の費用で、無形資産を使用するために関連当事者に対して支払われたもの</li> <li>5. 連邦所得税計算上で控除された特別減価償却費に対する調整額</li> <li>6. 国内製造所得控除(内国歳入法 第199条)</li> </ol> </li> <li>• 減算項目： <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 海外みなし配当(内国歳入法 第78条)</li> <li>2. 連邦課税所得に含まれた連邦債の利息所得</li> <li>3. 連邦所得税上で控除された特別減価償却費に対する調整額</li> <li>4. ユニタリーグループ外のフロースルー事業体からの収入</li> </ol> </li> </ul>
欠損金の使用規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 欠損金の繰戻還付は認められていない。</li> <li>• 欠損金の繰越可能期間は10年間。</li> <li>• ミシガン州税の欠損金は配賦後に計算。</li> <li>• ユニタリービジネスグループで計上した欠損金は繰り越され、ユニタリービジネスグループ内で決められたメンバーが管理する。メンバーによって</li> </ul>



	<p>グループにもたらされる繰越欠損金は、期限切れとなるか、全額使用されるかまたは同メンバーの離脱に際してグループから切り離されるまで、そのメンバーのアカウントで維持される。グループのメンバーシップの変更があった場合、グループの繰越欠損金は、グループと離脱メンバーとの間で、欠損金を計上したすべての課税期間において各メンバーが単体申告で計上した欠損金に応じて分配される。</p>
<b>売上・使用税</b>	
売上・使用税の登録様式	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 登録様式「Form 518」を提出する、または <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 州当局のホームページにて電子登録する。 ミシガン州ホームページ: <a href="http://www.michigan.gov/business">http://www.michigan.gov/business</a></li> </ul> </li> <li>● 売上税のライセンスは毎年 9 月 30 日に失効するため、毎年更新手続きが必要である。</li> </ul>
ネクサスが発生する事業活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 下記のいずれかに該当する事業活動をミシガン州で行っている場合は、ネクサスが発生するため、売上税申告書の提出が必要となる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ミシガン州にて 1 人以上の従業員が 2 日以上事業を行う場合。</li> <li>○ 州内に有形資産または不動産を所持、借用、保持、またはリースしている場合。</li> <li>○ ミシガン州内で事務所や拠点を所持、借用、保持、またはリースしている場合。</li> <li>○ ベンダーまたは代理人が所持、借用、リース、使用、または保持する車輛によりミシガン州内に製品が配達される場合。</li> </ul> </li> <li>● 2015 年 10 月 1 日以降は、下記の内容でもミシガン州でネクサスが発生する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業関連ネクサス <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 州内で次のような事業活動を行う別事業体と関連がある場合。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 同様または類似した商号を使用して類似製品を販売している。</li> <li>○ 販促活動をしている従業員や代理人が居る。</li> <li>○ 拠点の管理をしている。</li> <li>○ 実質的に同じトレードマークや商号を使用している。</li> <li>○ 管理職を兼務している。</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>○ クリックスルー・ネクサス <ul style="list-style-type: none"> <li>■ ミシガン州に所在する第三者のウェブサイトまたはブログからリンクを張ることによって、顧客を販売者に紹介し、販売者がその第三者に紹介料を支払っている場合。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
申告書様式	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 月次または四半期ごとの申告には様式「Form 5080」を使用。</li> <li>● 年次申告には様式「Form 5081」を使用。</li> </ul>
申告の頻度	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 年間の税額により申告頻度が異なる。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 750 ドル未満の場合は年に一度 2 月 28 日までに申告と納税を行う。</li> <li>2. 750～3,600 ドルの場合は毎四半期終了後の翌月の 20 日までに、申告と納税を行う。</li> <li>3. 3,600 ドル超の場合は翌月の 20 日までに月次申告と納税を行う。</li> </ol> <p>注: 申告頻度にかかわらず、すべての納税者は申告様式「Form 165 : Sales, Use and Withholding Annual Reconciliation」を提出する必要がある。</p> </li> </ul>
申告/支払方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 電子振替</li> <li>● クレジットカード/デビットカード</li> <li>● 小切手</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>早期登録会社は当局のホームページから電子振替で支払う必要がある。</li> <li>州当局のホームページにて申告書を提出する。</li> <li>ミシガン州ホームページ: <a href="http://www.michigan.gov/business">http://www.michigan.gov/business</a></li> </ul>
再販売証明書 (※) 最終頁 「用語の解説」 欄参照	<ul style="list-style-type: none"> <li>州当局発行の証明書様式「Form 3372」</li> <li>複数の州で使用可能な統一証明書様式</li> <li>ストリームライン売上・使用税証明書</li> <li>証明書は4年ごとに更新が必要。</li> </ul>
税率	<ul style="list-style-type: none"> <li>売上、使用税率は6%</li> </ul>
<b>資産税 - 不動産</b>	
評価日	<ul style="list-style-type: none"> <li>12月31日</li> </ul>
評価率	<ul style="list-style-type: none"> <li>不動産はその適正な現金価値の50%相当額で評価される。</li> </ul>
再評価の頻度	<ul style="list-style-type: none"> <li>不動産は毎年再評価される。</li> </ul>
不服申し立て期限	<ul style="list-style-type: none"> <li>不服申し立ては、5月の第2月曜日までに地方の査定平準局に対して行うことができる。地方の査定平準局は、通常、住宅用または小規模な商業用不動産を取り扱う。大規模な商業用不動産はミシガン州税審判所 (Michigan State Tax Tribunal) に対して行われる。州税審判所に対する申し立ての期限は5月31日。</li> </ul>
税金の支払日	<ul style="list-style-type: none"> <li>当年の9月15日および翌年の1月10日</li> </ul>
<b>資産税 - 事業用有形資産</b>	
評価日	<ul style="list-style-type: none"> <li>12月31日</li> </ul>
評価率	<ul style="list-style-type: none"> <li>資産はその適正な現金価値の50%で評価される。</li> </ul>
報告の期日	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業用有形資産の申告書は、2月20日までに各年の報告を行うことが必要となる。</li> </ul>
報告義務者	<ul style="list-style-type: none"> <li>評価可能な有形資産を所有する者が報告義務を有す。評価可能な有形資産の適正な現金価値が8万ドル未満の場合は当該資産は免除される。</li> </ul>
不服申し立て期限	<ul style="list-style-type: none"> <li>不服申し立ては3月の第2月曜日までに行われなければならない。</li> </ul>
納付日	<ul style="list-style-type: none"> <li>当年の9月15日および翌年の1月10日</li> </ul>
棚卸資産	<ul style="list-style-type: none"> <li>ミシガン州に保管する棚卸資産は課税対象とならず、報告は要求されない。</li> </ul>
<b>税額控除と投資奨励プログラム</b>	
税額控除と投資奨励プログラム	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>事業開発プログラム「Michigan Business Development Program」:</b> 50人以上の適格職種の新規雇用、または、適格投資をミシガン州にて行った場合は、その成果に基づいた補助金を提供している。</li> </ul>
<b>その他の税金</b>	
ライセンス料	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国法人は、州内で取引を行う前に、ミシガン州の「Michigan Department of Licensing and Regulatory Affairs」に登録しなければならない。</li> <li>州外の企業は毎年、年次報告書を提出しなければならない。</li> <li><b>コーポレーション:</b> 州外企業の営業許可証の申請料は60ドル。年次報告書の申告手数料は25ドル。</li> <li><b>LLC:</b> 営業許可証の申請は50ドル。毎年申告手数料は25ドル。</li> <li><b>LLP:</b> 登録申請および毎年更新は100ドル。</li> <li><b>Limited Partnership:</b> 登録申請は10ドル。</li> </ul>
フランチャイズ税	<ul style="list-style-type: none"> <li>該当なし。</li> </ul>

ローカル（地方自治体）での課税制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 純利益に対し課税される。</li> <li>● 税金を課す地域の例：ミシガン州デトロイト市</li> </ul>
個人所得税の税率	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 4.25%</li> </ul>

本レポートの州税の情報は一般的な参考資料として掲載されており、掲載内容は州当局により随時変更されることがあります。実際に税務申告などを行う場合には、必ず専門家に相談の上、最新情報を確認してから行ってください。

用語の説明	
ネクサス	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 州税法上、納税者がある州で事業活動を行うことで州税の納税義務が発生することを、「ネクサスが発生する」、または、「納税者がネクサスを持つ」などと表現される。ネクサスが発生させる事業活動や要因は、州によって、また税金の種類によって異なる。</li> </ul>
パススルー/フロースルー事業体	<ul style="list-style-type: none"> <li>● パートナーシップやS-コーポレーション、特定のLLCの事業体は、事業体自体が課税主体とみなされず、その事業体の所得や損失は各パートナーやメンバーに配分され、各パートナーやメンバーレベルにて課税される。それらの事業体は一般的にパススルー事業体、または、フロースルー事業体と呼ばれる。</li> </ul>
S-コーポレーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>● S-コーポレーション（S-corp）の選択は日本企業の米国子会社には該当しないが、ある一定の要件を満たすコーポレーションは、内国歳入法上のS-コーポレーションの選択をすることによって、パススルー課税が適用される。</li> </ul>
ユニタリービジネスグループと水際方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ユニタリービジネスグループとは、一般的に、二つ以上の関連企業が協調して同様の事業に従事しているグループのことを指す。また、海外にグループ企業がある場合に、国内グループ企業のみを対象とする方式を水際方式と呼ぶ。（それぞれの要件は州により異なる。）</li> </ul>
州間配賦率・配賦方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 一般的に、州所得税を計算するための課税所得は、連邦課税所得額に各州の調整項目を加算・減算し、州間配賦率を乗じて算出する。州間配賦率は、州によって、複数または単一の要素によって決定される。一般的な配賦要素は、企業の総売上に対するその州の売り上げ、給与支払総額に対するその州の給与支払額、固定資産総額に対するその州の固定資産額がある。例えばイリノイ州などは売り上げのみの単一要素により配賦率の計算をする（例外あり）。</li> </ul>
州税の計算における一般的な調整項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 米国では、連邦と州の課税所得の計算方法が異なる。一般的に、州課税所得は、連邦課税所得を基に各州の調整項目を加算・減算して求める。調整項目は州によって異なる。例えば、連邦所得税上で損金算入される特別減価償却費を認める州もあれば、認めない州もある。</li> </ul>
再販売証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 一般的に、購入者が最終消費者でない場合には、物品などを購入する際に再販売証明書を販売者に提出することにより、販売者による売上税の徴収義務が無くなる。</li> </ul>

オハイオ州	
商業活動税 (commercial activity tax/CAT)	
商業活動税 (commercial activity tax/CAT)	<ul style="list-style-type: none"> <li>オハイオ州では、2005年7月1日より、州で事業活動を行う納税者の課税対象となる総収入に対して、商業活動税を課している。</li> <li>州内で事業活動を行っている者とは、暦年のいずれかの時期に、利得、利益、所得などを目的とした活動、または、それらに結びつく活動を行った者としている。</li> <li>オハイオ州ではCAT以外に法人所得税を課税していない。</li> </ul>
ネクサス (※) 最終頁 「用語の解説」 欄参照	<ul style="list-style-type: none"> <li>下記のいずれかに該当する者は、オハイオ州に実質的なネクサスを持つとされる。 <ol style="list-style-type: none"> <li>州内において一部またはすべての資本を保有しているかあるいは使用している者。</li> <li>州内で事業を行うことを州の法律上で許可された証明書を保持する者。</li> <li>州内に「明確に存在」していること。下記のいずれかに該当する者は州に「明確に存在」することになる。 <ol style="list-style-type: none"> <li>州内に保持している資産総額が5万ドル以上。</li> <li>州内で発生している給与額が5万ドル以上。</li> <li>州内の総収入高が50万ドル以上。</li> <li>暦年のいずれかの時点で、総資産の25%を州内で保持したか、給与支払総額、または、総収入額のうちいずれかの25%以上が州内で発生した場合。</li> <li>個人として、または会社、商業、またはその他の事業目的で州内に拠点を持つ。</li> </ol> </li> </ol> </li> <li>CATは連邦法「Federal Public Law 86-272」の対象外。</li> </ul>
申告書の提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>CAT: <ol style="list-style-type: none"> <li>CATの四半期用申告書の提出期日は、それぞれ5月10日、8月10日、11月10日、2月10日（暦年の四半期終了後、それぞれ2カ月目の10日目）となる。</li> <li>年次申告者の場合にはCATの申告様式「Form CAT 12」を5月10日迄に提出する。</li> </ol> </li> </ul>
合算申告と連結申告	<ul style="list-style-type: none"> <li>50%を超える支配関係があるグループ企業が州にネクサスを持つ場合には、連結申告や単体申告を選択して州当局に認可されない限り、全世界合算申告をする必要がある。</li> <li>選択により、連結申告、または、単体申告が可能。</li> </ul>
外国法人の申告要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国法人がオハイオ州にネクサスを持つ場合には、州の課税対象者となる。</li> </ul>
税率	<ul style="list-style-type: none"> <li>100万ドルを超える総収入に対して0.26%。</li> <li>2014年1月1日からは、年次ミニマム税が下記のとおり適用される。 <ol style="list-style-type: none"> <li>100万ドル以下：150ドル</li> <li>100万ドル超、200万ドル以下：800ドル</li> <li>200万ドル超、400万ドル以下：2,100ドル</li> <li>400万ドル超：2,600ドル</li> </ol> </li> </ul>
予定納税	<ul style="list-style-type: none"> <li>支払期日は上記を参照。予定納税に関する特別の規定はない。</li> <li>四半期用申告書を提出する納税者が、規定基準(rule-based)の納税方式を選択する場合には、前四半期の課税対象総収入額の95%、および実際の</li> </ul>

	課税額の 70%を支払う。法定基準(statutory-based)の納税方式を選択する場合には、各四半期の課税対象総収入額の 95%~105%に応じて支払う。
州間配賦率の要素	<ul style="list-style-type: none"> <li>該当なし。</li> </ul>
売り上げの源泉	<ul style="list-style-type: none"> <li>課税対象の総収入とは、オハイオ州を源泉地とする総収入を意味する。</li> <li>有形固定資産の売却額は、その購入者が有形固定資産を州内で受け取った場合にオハイオ州の源泉とする。</li> <li>サービス供給への対価は、サービスによって購入者が享受したすべての便益に対し、州内で享受した分が州の源泉とされる。州内への配分比率を決定するときには、購入者が最終的に便益を享受した物理的場所が最優先事項となる。</li> </ul>
スローバックとスローアウト規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>該当なし。</li> </ul>
課税対象外の項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>下記は課税対象外となる。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 利息収入</li> <li>2. 法人からの配当、分配、および、パススルー課税主体（パートナーシップなど、※最終頁「用語の解説」欄参照）からの分配可能所得や受取額</li> <li>3. 納税者の自社株式の売却額</li> <li>4. 税金の還付</li> <li>5. 株式を売却した際に、内国歳入法第 338(h)(10)条に基いて事業資産の売却として取り扱う選択をしたときの実現利益</li> <li>6. 現金割引額</li> <li>7. 売り上げ値引きおよび戻り高</li> <li>8. 回収不能金</li> <li>9. 売掛金の売却による実現利益</li> </ol> </li> </ul>
欠損金	<ul style="list-style-type: none"> <li>該当なし。</li> </ul>
<b>売上・使用税</b>	
売上・使用税の登録様式	<ul style="list-style-type: none"> <li>業種により異なるが、州当局のホームページからオンライン登録が可能。オハイオ州ホームページ: <a href="http://www.ohiobusinessgateway.ohio.gov">http://www.ohiobusinessgateway.ohio.gov</a> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 売上税 <ul style="list-style-type: none"> <li>■ ベンダー <ul style="list-style-type: none"> <li>● オハイオ州内に特定の拠点を持ち、課税対象の売り上げがある。</li> <li>● 紙での申し込みは様式「ST-1」を使用。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 郡監査官よりライセンスが発行される。</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>■ 短期ベンダー <ul style="list-style-type: none"> <li>● 一時的な場所に商品在庫を持ち込み、販売を行う小売業者。</li> <li>● 紙での申し込みは様式「ST1-T」を使用。</li> </ul> </li> <li>■ 直接払い許可保持者 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 購入時に納税義務が不明な有形資産を購入する製造業者やその他の消費者。</li> <li>● 様式「ST 900」を使用。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 許可証の申し込みはオハイオ州税務当局に問い合わせる。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li> </ol> </li> </ul>

	<p>2. 使用税</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 販売者 <ul style="list-style-type: none"> <li>• オハイオ州内で保管、使用、消費する物品やサービスを販売する、オハイオ州外に拠点を置く小売業者。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 紙での申し込みは様式「UT 1000」を使用。</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>▪ 消費者使用税口座 <ul style="list-style-type: none"> <li>• ベンダーや販売者に税金を支払っていない購入者は、州当局に直接納税する。</li> <li>• 様式「UT 1008」を使用。</li> </ul> </li> </ul>
<p>ネクサスが発生する事業活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 一般的に下記のいずれかに該当する事業活動をオハイオ州で行っている場合は、ネクサスが発生するため、売上税申告書の提出義務が発生する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 下記のいずれかが運営している事業拠点がある場合。 <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 従業員</li> <li>▪ 代理販売者</li> <li>▪ 販売者が属する関係会社グループのメンバー</li> <li>▪ 販売者の商号を使用しているフランチャイズ</li> </ul> </li> <li>2. 州内で販売者の代理として事業活動を行っている者が存在する場合。</li> <li>3. オハイオ州に所在する消費者に対してリースされた有形資産を所持している場合。</li> <li>4. オハイオ州内に物理的に存在している有形資産や不動産の使用権を借用、所持、リースしている場合。</li> </ol> <p>注: 上記は、ネクサスが発生する最も一般的な事業活動の一覧である。詳細や、他の対象事業活動についてはオハイオ州税務当局発行のブックレット「ST 2001-01 Use Tax Information Release」を参照。</p> </li> </ul>
<p>税務申告書フォーム</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• オハイオ州のホームページから電子申告をする。オハイオ州ホームページ: <a href="http://www.ohiobusinessgateway.ohio.gov">http://www.ohiobusinessgateway.ohio.gov</a></li> <li>• 使用税申告書 様式「UUT 1」</li> <li>• 売上税申告書 様式「UST 1」</li> </ul>
<p>申告の頻度</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 税額により、申告の頻度が異なる。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 売上税 <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 月次 <ul style="list-style-type: none"> <li>• ほとんどのベンダーは月次での申告が必要。</li> <li>• 申告期日は翌月の 23 日。</li> </ul> </li> <li>▪ 半年に一回 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 酒類販売の許可証を持たず、毎月の平均税額が 200 ドル未満のベンダー。</li> <li>• 申告期日は 7 月 23 日と 1 月 23 日。</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>2. 使用税 <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 月次 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 月に 1,000 ドル超の税金を回収した販売者は、当該月の申告書の提出が必要。</li> <li>• 一時的にでも 18,000 ドル超の税金を回収した場合は月次の申告書の提出が必要。</li> <li>• 直接払い許可証の所持者で月平均の税金が 5,000 ドル超。</li> <li>• 事業消費者で月平均の税金が 5,000 ドル超。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ol> </li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 申告書の期日は翌月の 23 日。</li> <li>■ 四半期ごと <ul style="list-style-type: none"> <li>● 直接払い許可証の所持者で月平均の税金が 5,000 ドル未満。</li> <li>● 事業消費者で月平均の税金が 5,000 ドル未満。</li> <li>● 四半期ごとの申告書の期日は、各四半期末の翌月の 23 日。</li> </ul> </li> </ul>
申告/支払方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 電子申告が必須。</li> <li>● 四つの方法で支払いが可能。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1. クレジットカード</li> <li>2. ACH デビット払い</li> <li>3. ACH クレジット払い <ul style="list-style-type: none"> <li>■ ACH クレジット払いの場合は、オハイオ州「Treasurer of State」での登録が必要。<a href="http://www.tos.ohio.gov/EFT">http://www.tos.ohio.gov/EFT</a>または (877) 338-6446。</li> </ul> </li> <li>4. 小切手</li> </ol> </li> </ul>
再販売証明書 (※) 最終頁 「用語の解説」 欄参照	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 州当局発行の包括免税証明書「Form STEC B」</li> <li>● 複数の州で使用可能な統一証明書様式</li> </ul>
税率	● 売上と使用税率は、地域によって 6.5%から 8.0%。
<b>資産税 - 不動産税</b>	
評価日	● 1 月 1 日
評価額の比率	● 不動産は適正市価の 35%で評価される。
再評価の周期	● 管轄郡の監査官は少なくとも 6 年に 1 回、不動産の再評価をすることを義務付けられている。また、再評価が終了した年から 3 年目に、不動産税担当委員が不動産の再評価を命じることがある。
不服申し立ての 期日	● 評価年の翌年の 3 月 31 日。例えば 2014 年 1 月 1 日の不動産評価額に対する不服申立期日は、2015 年 3 月 31 日となる。
不動産税の支払 期日	● 評価年の翌年の 12 月 31 日
<b>資産税 - 事業用有形資産税</b>	
課税対象	● オハイオ州では事業用有形資産に対して課される税金はない。
<b>税額控除と投資奨励プログラム</b>	
税額控除と投資 奨励プログラムの 種類	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>雇用創出税額控除プログラム「Job Creation Tax Credit」</b>： 3 年以内に 10 人の雇用数純増加、年間給与支払高が 66 万ドル以上、および、最低賃金の要件に適合する企業に対して、還付が可能な税額控除を提供する。新規雇用者の個人所得税源泉徴収分の一部と同等の金額が税額控除額となる。</li> <li>● <b>経済開発助成プログラム「Economic Development Grants」</b>： 製造、研究開発、ハイテクノロジー、本社、流通に関するプロジェクトに対して補助金を提供。この補助金は、大きな雇用創出や雇用維持に繋がるプロジェクトのための、機械や設備の購入、建物の建設や購入、インフラの改良や固定資産の改良などに利用できる。補助金の決定は、雇用創出、追加給与支払高、固定資産投資の誓約、プロジェクトの投資対効果、プロジェクトが行われる場所などのさまざまな要素を踏まえて判断される。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>研修費の助成金プログラム「Workforce Grant」</b>：インストラクターの給与や、教材、出張費など、特定の研修関連費用の最大 50%までを払い戻しする。</li> </ul>																		
<b>その他の税金</b>																			
ライセンス料	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 州外法人がオハイオ州で事業取引を行う場合は、取引を行う前に、州務長官（Secretary of State）に登録をする必要がある。</li> <li>● 州外法人の事業許可申請書の費用は 125 ドル。</li> </ul>																		
フランチャイズ税	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 該当なし。</li> </ul>																		
ローカル（地方自治体）での課税制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 一般的に純利益に対して税金が課せられる。</li> <li>● ほとんどの地方自治体にて課税制度がある。</li> <li>● 税務申告年が暦年の納税者の場合には、申告書の提出期日を 4 月 30 日としている自治体が多い。</li> </ul>																		
個人所得税の税率	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">0 - 5,200 ドル x 0.528% マイナス</td> <td style="text-align: right;">0 ドル</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5,201 - 10,400 ドル x 1.057% マイナス</td> <td style="text-align: right;">27.51 ドル</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10,401 - 15,650 ドル x 2.113% マイナス</td> <td style="text-align: right;">137.33 ドル</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">15,651 - 20,900 ドル x 2.642% マイナス</td> <td style="text-align: right;">220.12 ドル</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">20,901 - 41,700 ドル x 3.169% マイナス</td> <td style="text-align: right;">330.26 ドル</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">41,701 - 83,350 ドル x 3.698% マイナス</td> <td style="text-align: right;">550.85 ドル</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">83,351 - 104,250 ドル x 4.226% マイナス</td> <td style="text-align: right;">990.95 ドル</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">104,251 - 208,500 ドル x 4.906% マイナス</td> <td style="text-align: right;">1,699.84 ドル</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">208,501 ドル以上 x 5.333% マイナス</td> <td style="text-align: right;">2,590.14 ドル</td> </tr> </table>	0 - 5,200 ドル x 0.528% マイナス	0 ドル	5,201 - 10,400 ドル x 1.057% マイナス	27.51 ドル	10,401 - 15,650 ドル x 2.113% マイナス	137.33 ドル	15,651 - 20,900 ドル x 2.642% マイナス	220.12 ドル	20,901 - 41,700 ドル x 3.169% マイナス	330.26 ドル	41,701 - 83,350 ドル x 3.698% マイナス	550.85 ドル	83,351 - 104,250 ドル x 4.226% マイナス	990.95 ドル	104,251 - 208,500 ドル x 4.906% マイナス	1,699.84 ドル	208,501 ドル以上 x 5.333% マイナス	2,590.14 ドル
0 - 5,200 ドル x 0.528% マイナス	0 ドル																		
5,201 - 10,400 ドル x 1.057% マイナス	27.51 ドル																		
10,401 - 15,650 ドル x 2.113% マイナス	137.33 ドル																		
15,651 - 20,900 ドル x 2.642% マイナス	220.12 ドル																		
20,901 - 41,700 ドル x 3.169% マイナス	330.26 ドル																		
41,701 - 83,350 ドル x 3.698% マイナス	550.85 ドル																		
83,351 - 104,250 ドル x 4.226% マイナス	990.95 ドル																		
104,251 - 208,500 ドル x 4.906% マイナス	1,699.84 ドル																		
208,501 ドル以上 x 5.333% マイナス	2,590.14 ドル																		

本レポートの州税の情報は一般的な参考資料として掲載されており、掲載内容は州当局により随時変更されることがあります。実際に税務申告などを行う場合には、必ず専門家に相談の上、最新情報を確認してから行ってください。

<b>※用語の説明</b>	
ネクサス	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 州税法上、納税者がある州で事業活動を行うことで州税の納税義務が発生することを、「ネクサスが発生する」、または、「納税者がネクサスを持つ」などと表現される。ネクサスが発生させる事業活動や要因は、州によって、また税金の種類によって異なる。</li> </ul>
パススルー/フロースルー事業体	<ul style="list-style-type: none"> <li>● パートナーシップや S-コーポレーション、特定の LLC の事業体は、事業体自体が課税主体とみなされず、その事業体の所得や損失は各パートナーやメンバーに配分され、各パートナーやメンバーレベルにて課税される。それらの事業体は一般的にパススルー事業体、または、フロースルー事業体と呼ばれる。</li> </ul>
S-コーポレーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>● S-コーポレーション（S-corp）の選択は日本企業の米国子会社には該当しないが、ある一定の要件を満たすコーポレーションは、内国歳入法上の S-コーポレーションの選択をすることによって、パススルー課税が適用される。</li> </ul>
再販売証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 一般的に、購入者が最終消費者でない場合には、物品などを購入する際に再販売証明書を販売者に提出することにより、販売者による売上税の徴収義務が無くなる。</li> </ul>